○近畿地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

(一) 路線名　供用開始の区間　近畿地方整備局長　上総　周平

(二) 一号　京都府久世郡久御山町佐山美ノ茨一一番二から八幡市上津屋林三〇番まで　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十三日十五時

○近畿地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長浜市西浅井町塩津浜字一ツ石一二二九番二から同市西浅井町塩津浜字新田一二〇九番一まで	前	一一・〇八～一七・一三	一二・二八メートル
	後	一二・〇八～一〇五・六一	〇・二〇四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市下府町三〇六番四から同市三隅町三隅七三番一まで	前	A 九・〇〇～一一・〇〇メートル	二一・六九二キロメートル	上記A・B及びCは関係図面で表示する敷地の区分をいう。
		B 一三・六〇～二一・〇〇	六・七八六	
		C 二二・〇〇～三〇一・〇〇	一四・五〇〇	
	後	A 九・〇〇～一一・〇〇	二一・六九二	
		B 一三・六〇～二一・〇〇	六・七八六	
		C 二二・〇〇～三〇一・〇〇	一四・五〇〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
益田市遠田町三四二二番一から同市遠田町二四〇七番五まで	前	八・五〇～二五・二五メートル	〇・五八七キロメートル
	後	一八・〇〇～六三・一五	〇・五八七

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　益田市遠田町七六三番一から同市遠田町二四〇七番五まで　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十二日

○中国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東広島市西条町上三永字反一四四六番一から同市高屋町溝口一〇五番一まで	前	二〇・〇〇～一六一・〇〇メートル	四・三五六キロメートル
	後	二〇・〇〇～四六三・〇〇	四・三五六

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　東広島市西条町上三永字岩崎三五一二番一から同市高屋町溝口一一一番一まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十四日十五時